

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理番号	切原集 R6-6	乙	(名 称) 南伊勢町長 上 村 久 仁				(所 在 地) 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地							
		甲	(氏名又は名称)				(住 所 又 は 所 在 地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲に (D) を支 払うべき時 期、相手方 及び方法	備 考
1	度会郡南伊勢町切原字前ケ谷	2112-1	1120	45	山林	0.48	ヒノキ (ヒノキ、 その他)	32	公告の日 から 15年を経過す る日	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	同上	2112-1	1120	46	山林		その他 (ヒノキ、 その他)	32						
3	同上	2112-3	1120	45	山林	0.19	ヒノキ (ヒノキ、 その他)	32						
4	同上	2112-3	1120	46	山林		その他 (ヒノキ、 その他)	32						
5	同上	2112-3	1120	23	山林		その他 (ヒノキ、 その他)	72 (32,72)						
						以下、余白								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備 考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	度会郡南伊勢 町切原字前ヶ 谷	2112-1	1120	45	山林	0.48	ヒノキ (ヒノキ、その他)	32	—	—	—	
2	同上	2112-1	1120	46	山林		その他 (ヒノキ、その他)	32				
3	同上	2112-3	1120	45	山林	0.19	ヒノキ (ヒノキ、その他)	32	—	—	—	
4	同上	2112-3	1120	46	山林		その他 (ヒノキ、その他)	32				
5	同上	2112-3	1120	23	山林		その他 (ヒノキ、その他)	72 (32,72)				

この計画に同意する。

## 権利の設定を受ける市町村（乙）

住所及び氏名 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地

南伊勢町長 上 村 久 仁

### 権利を設定する森林の森林所有者（甲）